

大学発新産業創出基金事業

早暁プログラム

第2期ステージ2 募集要領

(第2期ステージ1 採択課題を対象とした募集)

募集期間

募集開始：令和8年4月1日（水）

募集締切：令和8年5月29日（金）正午



スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループ

令和8年4月

改定日	改訂内容
2026年4月1日	初版発行
2026年5月8日	<p>申請書様式の誤記修正</p> <ul style="list-style-type: none"> • 6. 技術シーズの内容「(1-2) 競合技術に対する独創性・新規性・優位性」に記載のふきだし内の番号修正 <ul style="list-style-type: none"> 【誤】 5.(2-5)に記載 【正】 5.(5)に記載 • 11. 応募時点での他制度での助成等の有無（民間財団・海外機関を含む）について以下を修正 <ul style="list-style-type: none"> ① 【誤】 <ul style="list-style-type: none"> (1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (2028年度 予定) (3) " (2027年度 予定) (4) " (2026年度 実績) 【正】 <ul style="list-style-type: none"> (1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (2027年度 予定) (3) " (2026年度 予定) (4) " (2025年度 実績) ② 【誤】 2025年度 Iフォト(%) 【正】 2026年度 Iフォト(%)

最新のステージ2の募集要領については、大学発新産業創出基金事業のHPよりダウンロードください。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

早暁プログラム ステージ 2 募集概要

(1) 全体概要

早暁プログラムでは、大学等発スタートアップ創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が、起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進し、大型ギャップファンド等の次のフェーズへの移行を目指します。本募集プログラムは、ステージ1とステージ2で構成されており、2段階の選考を実施します。ステージ1では、自らの事業化構想を実現するための技術シーズの探索および技術シーズを活用したビジネスモデルの構築を行う事業化人材を募集します。ステージ2は、研究代表者と本募集プログラムのステージ1に採択されている事業化人材から構成される研究開発チームのみご提案いただくことができます。

(2) 実施期間：

① 活動期間

ステージ1：5ヶ月程度（実施期間 令和7年12月15日～令和8年5月29日まで）

② 研究開発期間

ステージ2：7ヶ月程度（実施期間 令和8年9月上旬～令和9年3月末までを予定）

(3) 支援額

① 活動費（主に旅費）

ステージ1：上限60万円

※ 採択された事業化人材に対して、活動実績およびJST規程に基づき、旅費および学会参加費（実費）をお支払いします。

※ 旅費については、国内・国外いずれも対象です。

※ 学会参加費の支出については、一定の条件があります。

② 研究開発費

ステージ2：上限500万円（直接経費）

※ 研究代表者所属機関とJST間で委託研究契約を締結します。

※ 研究開発費は、事業化人材に対して直接お支払いするものではありません。

※ JSTは委託研究契約に基づき、間接経費（原則、直接経費の30%）を機関に別途支払います。

目次

第 1 章 課題提案募集にあたって	8
1.1 大学発新産業創出基金事業について	8
1.1.1 本基金事業の目標.....	8
1.1.2 本基金事業の目指す姿	8
1.1.3 本基金事業のガバニングボード	9
1.1.4 本基金事業の構成.....	9
1.1.5 本基金事業内におけるプログラム移行への期待	10
1.1.6 本基金事業の特徴.....	10
1.2 早暁プログラムについて.....	13
1.2.1 本募集プログラムの趣旨	13
1.2.2 本募集プログラムでの主な用語	14
1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	16
1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	16
1.3.2 ダイバーシティの推進について	17
1.3.3 公正な研究活動を目指して	19
第 2 章 募集・選考	20
2.1 本事業の概要	20
2.1.1 プログラムの目的.....	20
2.1.2 プログラムの構成と実施内容	20
2.2 推進体制.....	23
2.2.1 本募集プログラムの推進体制	23
2.2.2 採択課題の推進体制.....	23
2.3 募集・選考スケジュール（ステージ2）	23
2.4 研究開発期間・研究開発費.....	24
2.5 採択予定課題数	24
2.6 本プログラムの進め方と流れ.....	24
2.6.1 本プログラムの構成、全体の流れ	24
2.6.2 採択後の活動の流れ.....	27

2.7 応募要件.....	27
2.7.1 応募者および研究体制の要件	27
2.7.2 技術シーズの要件.....	28
2.8 応募方法.....	29
2.8.1 申請.....	29
2.8.2 申請書一覧	29
2.9 選考方法.....	30
2.9.1 選考の流れ	30
2.9.2 利益相反マネジメントの実施	30
2.10 選考の観点.....	32
2.11 応募の制限.....	33

第 3 章 採択後の研究推進等について 37

3.1 研究計画の作成	37
3.2 委託研究契約	37
3.3 研究開発費.....	37
3.3.1 研究開発費（直接経費）	37
3.3.2 特許関連経費の直接経費からの支出について	40
3.3.3 間接経費	41
3.4 評価	42
3.5 事業化人材、研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等	42
3.6 研究機関の責務等	44
3.7 その他留意事項	47
3.7.1 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合	47
3.7.2 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応	47
3.7.3 研究開発の推進に関する留意事項	47
3.7.4 審査方法、結果通知等	49
3.7.5 出産・子育て・介護支援制度	49
3.7.6 JREC-IN Portal のご利用について	50
3.7.7 スタートアップ・エコシステム拠点都市について	50
3.7.8 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について	50

第 4 章 応募に際しての注意事項	51
4.1 生成 AI の利用について.....	51
4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	51
4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置	53
4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び 研究セキュリティの確保	56
4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	57
4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	60
4.7 繰越について	60
4.8 府省共通経費取扱区分表について	60
4.9 費目間流用について	61
4.10 年度末までの研究期間の確保について.....	61
4.11 間接経費について	61
4.12 研究設備・機器の共用促進について	62
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	64
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について.....	65
4.15 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について	66
4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	67
4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	67
4.18 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について	68
4.19 社会との対話・協働の推進について	69
4.20 オープンサイエンスの促進について	69
4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について	72
4.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について	73
4.23 動物実験基本指針における外部検証の受検について	73
4.24 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて	74
4.25 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について.....	74
4.26 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	75
4.27 競争的研究費改革について.....	75
4.28 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について.....	76
4.29 不正使用及び不正受給への対応	77

4.30	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	79
4.31	関係法令等に違反した場合の措置	79
4.32	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	79
4.33	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	83
4.34	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	83
4.35	e-Rad からの内閣府への情報提供等について	84
4.36	研究者情報の researchmap への登録について	84
4.37	JST からの特許出願について	84
4.38	特許出願非公開制度について	85
第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について		86
5.1	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	86
5.2	e-Rad を利用した応募方法	86
5.3	その他	91
5.4	具体的な操作方法と注意事項	92
早暁プログラム 申請書様式		103

第 1 章 課題提案募集にあたって

1.1 大学発新産業創出基金事業について

大学発新産業創出基金事業（以下、「本基金事業」といいます）はスタートアップ育成 5 年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進します。

なお、本事業は競争的研究費制度に該当します。

1.1.1 本基金事業の目標

本基金事業は、スタートアップ育成 5 年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ、本募集プログラムを含む各種プログラムの推進を通じて、以下の目標の達成を目指します。

- ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させること。
- ② 大学等発スタートアップ（SU）の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

1.1.2 本基金事業の目指す姿

本基金事業に携わる者の間において「1.1.1 本基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる状態を創出することを目指します。

- ① 大学等発 SU が創出する革新的な新製品又は新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- ② 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学等発 SU の創出・育成を志す。
- ④ エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

1.1.3 本基金事業のガバニングボード

本基金事業では、事業の的確かつ効果的な推進に資するため、大学等発 SU 創出、その国際市場への展開、スタートアップ・エコシステムの構築等に知見を有する有識者からなるガバニングボードを設置しています。ガバニングボードは、基金運用の基本方針の策定、事業全体のマネジメント、その他横断的事項への対応を行います。

1.1.4 本基金事業の構成

本基金事業では、「1.1.1 本基金事業の目標」に掲げる目標を達成するために、以下に定めるプログラムを実施します。

① ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム

大学等発の技術シーズを核にして、社会・経済に大きなインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有するディープテック・スタートアップの創出を目的とします。その目的を達成するため、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムでは技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関および研究開発に責任を有する研究代表者が共同代表者となり、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとに事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定し、事業化推進機関と研究代表者が一体的に課題を推進します。このような課題推進体制を通じて、大学等発ディープテック・スタートアップの起業前段階から、リスクは大きいものの高いポテンシャルを持つ技術シーズに関して、事業戦略や知財戦略の立案、起業チームの組成、事業会社や海外投資家等とのネットワーク構築等に取り組むとともに、国際市場への展開を前提とした事業化に必要な研究開発を推進します。

② スタートアップ・エコシステム共創プログラム

大学等発 SU の創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出し、国際市場への展開を含め、大学等発 SU の創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムを形成するために実施します。

③ 早暁プログラム

本募集プログラムです。大学等発スタートアップ創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が、起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進し、大型ギャップファンド等の次

のフェーズへの移行を目指します。

1.1.5 本基金事業内におけるプログラム移行への期待

本基金事業は、スタートアップ・エコシステム共創プログラム内のスタートアップ創出プログラムおよび早晩プログラムにて採択されたプロジェクトや人材が本基金事業内の次のフェーズにあたるプログラムや大型のプログラムに順次移行することで、大学等発 SU の創出を円滑に進めると共に、当該 SU にて大きな事業構想を実現し、社会的・経済的なインパクトのある成果を創出することを期待しています（下図参照）。同プログラムにて採択されたプロジェクト・人材においては、次のプログラムへの展開を見据えつつ、研究開発・事業開発を推進してください。

本募集プログラムでは、終了後にスタートアップ・エコシステム共創プログラム内のスタートアップ創出プログラムおよびディープテック・国際展開プログラムへの移行やプログラム卒業生が経営者候補人材として参画することを推奨します。

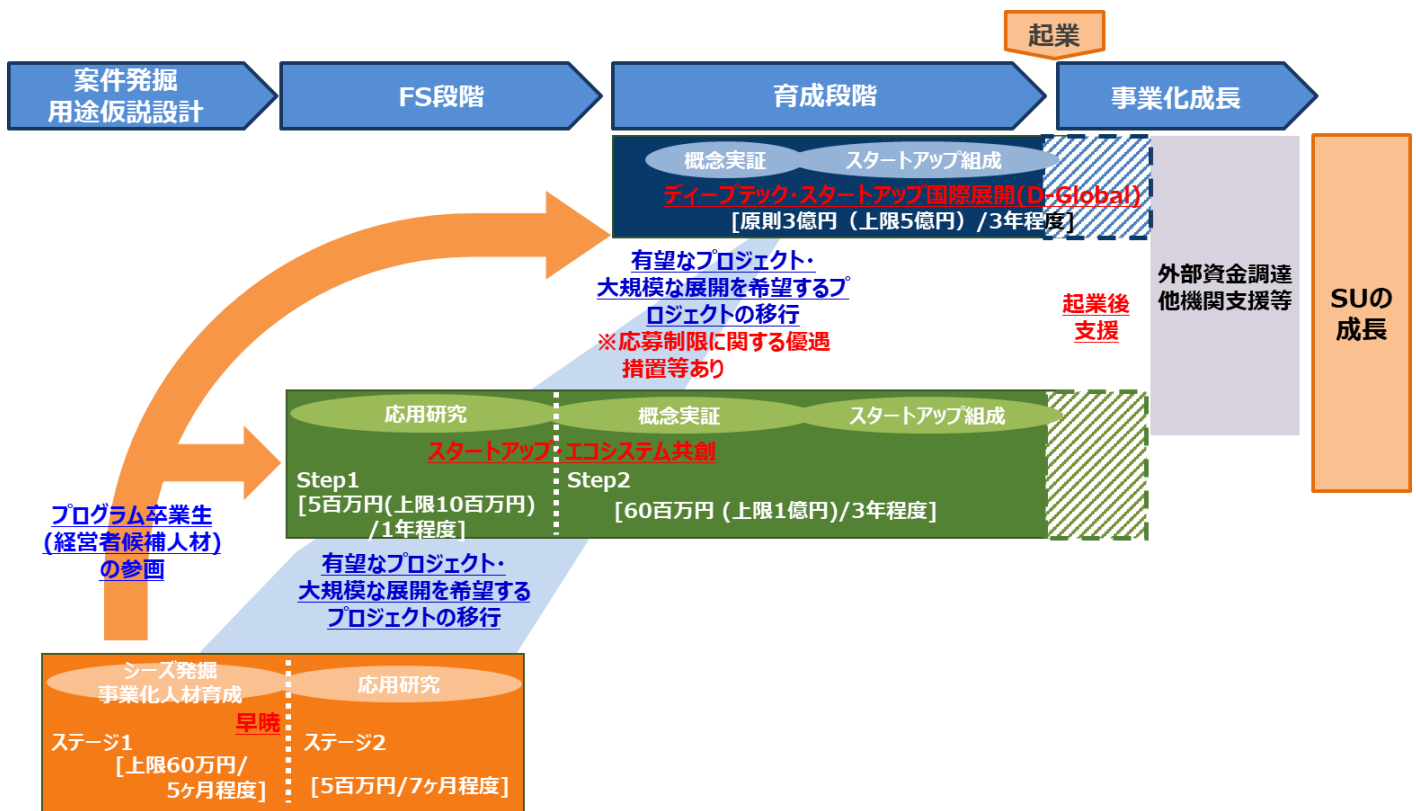


図 本基金事業のプログラムの位置づけと目指す姿

1.1.6 本基金事業の特徴

(1) 本基金事業で想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定

スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけでなく事業開発も必要になります。本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます。ステップ1（応用研究）は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げるステップ、ステップ2（概念実証・スタートアップ組成）は、ビジネスとしての可能性の評価やスタートアップ組成に向けて実証（PoC）を継続して行い、実際に起業に至るまでのステップです。

表 ステップの定義

	ステップ1 応用研究	ステップ2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発SUの組成とVCが投資判断できるレベルに向けて、PoCを継続して実施します（スタートアップ組成）

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定し、各ステップにおいてマイルストーンを達成したかどうかの評価を行って次のステップに進むかどうかの判断をするプロセスが重要となります。そのため、本基金事業においても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成すべきマイルストーンおよび達成目標例を例示します。

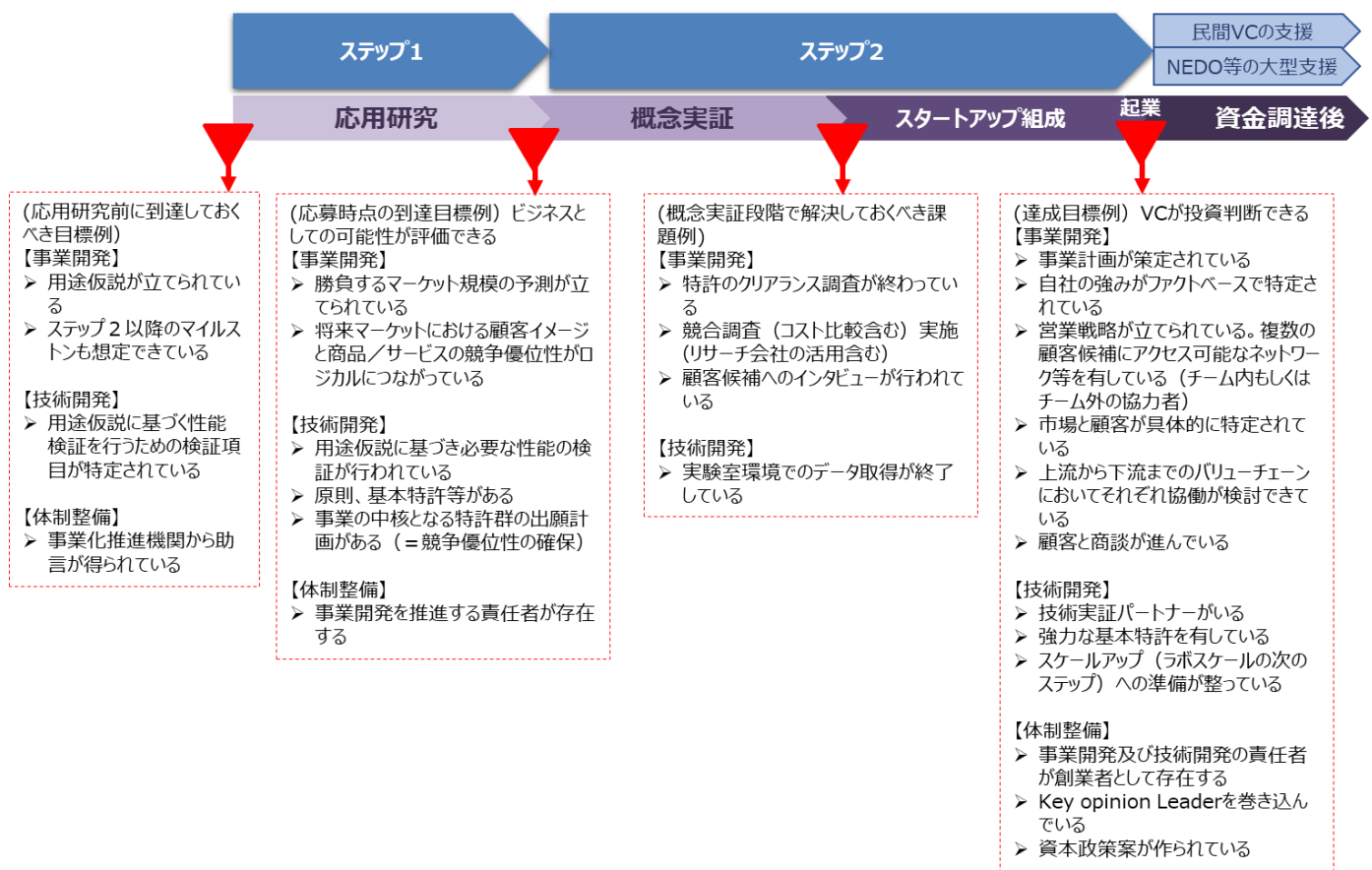


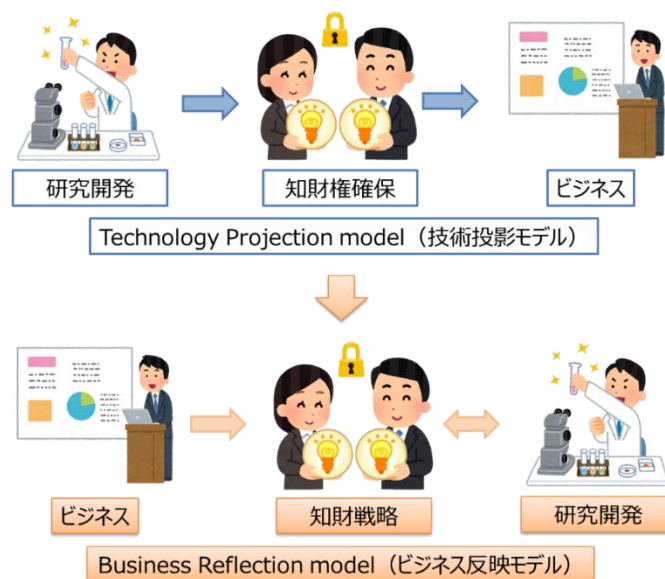
図 各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例

<本募集プログラムが支援対象とするステップ>

本募集プログラムで支援対象とするのは、ステップ1 (応用研究) に該当する大学等発の研究成果です。応募に際しては、上図にある「応募時点の到達目標例」を参考にして下さい。

(2) ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本基金事業においては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを意識して推進するように心掛けてください。



(3) 起業後の支援継続

本プログラムは原則として起業前の支援を行うものですが、応募時点に設定した委託研究開発期間の終了前に何らかの理由で起業することが適当であると判断される場合には、委託研究開発期間中に起業した上で、委託研究開発期間終了まで、本プログラムにおける研究開発を大学等で継続することができます（現状の予算額の範囲内で実施し、増額支援は行いません）。ただし、起業後の支援継続にあたっては、事前の確認・承認が必要となりますので、予めJSTへご相談ください。

なお、起業するにあたっては、起業後のスタートアップの発展に向けて、次のフェーズのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早期から開始し、各ステークホルダーによる投資等も意識の上で起業するよう努めてください。

1.2 早暁プログラムについて

1.2.1 本募集プログラムの趣旨

早暁プログラム（以下、「本募集プログラム」といいます。）では、大学等発スタートアップ創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が、起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進し、大型ギャップファンド等の次のフェーズへの移行を目指します。

1.2.2 本募集プログラムでの主な用語

- ・ 事業化人材

本募集プログラムにて、自らの事業化構想を実現するための技術シーズの探索と、技術シーズを活用したビジネスモデルの構築を行う人材。事業化人材は委託研究費の配分・執行する立場を兼ねることはできません。また、ステージ 2 では、事業化人材補佐が参画しチームとして事業化活動を進めることが可能です。

- ・ 研究者

事業化人材が提示するビジネスモデルを実現するために必要となる研究開発を行う大学等の研究者。

- (1) 研究代表者

事業化人材の構想する事業の核となる技術シーズの発明者であり、研究開発全体に責任を有する大学等の研究者。

- (2) 主たる共同研究者

大学等発スタートアップの創出に向けて必要な研究開発の一部を担い、共同研究開発グループの代表を務める研究者（e-Rad への情報登録必須）（JST は主たる共同研究開発者が所属する機関と委託研究契約を締結する）。

- ・ ディープテック・スタートアップ

科学的な発見や革新的な技術などの優れた研究成果の事業化により、社会・経済に大きなインパクトを与えることができる新興企業。

- ・ 技術シーズ

事業化を目指す上で核となる研究成果等。

- ・ 参画機関

申請された提案において事業開発または研究開発の実施を予定している全ての機関。

- ・ 大学等

以下に掲げる研究機関の総称。

- ア 国立大学法人、公立大学法人、私立大学、国公私立高等専門学校等の学校法人
- イ 国公立研究機関、大学共同利用機関法人、公設試験研究機関、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の公的研究機関
- ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの

1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.3.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾

け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
ダイバーシティ推進監
ダイバーシティ推進室長

1.3.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 2 章 募集・選考

2.1 本事業の概要

2.1.1 プログラムの目的

早暁プログラム（以下、「本募集プログラム」といいます。）では、大学等発スタートアップ創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が、起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進し、大型ギャップファンド等の次のフェーズへの移行を目指します。

【プログラムの特長】

- 起業経験、投資経験等を有するメンターによる、事業化人材への実践的指導(具体事例をもとにした OJT 的な指導)
- 事業化人材による技術シーズの探索、ビジネスモデルの作成とブラッシュアップ
- 研究者によるビジネスモデルをもとにした研究開発
- 本プログラム参加者が一堂に会する会議によるネットワーク形成（特に事業化人材）

【ゴール（プログラム終了時点）】

- ステップ 2（※詳細は P. 11 表「ステップの定義」、P. 12 図「各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標の例」をご参照）相当の GAP ファンドへの申請ができるレベルのチームアップと、技術シーズを活用したビジネスモデルのブラッシュアップができていることをプログラム終了時点の目標とします。

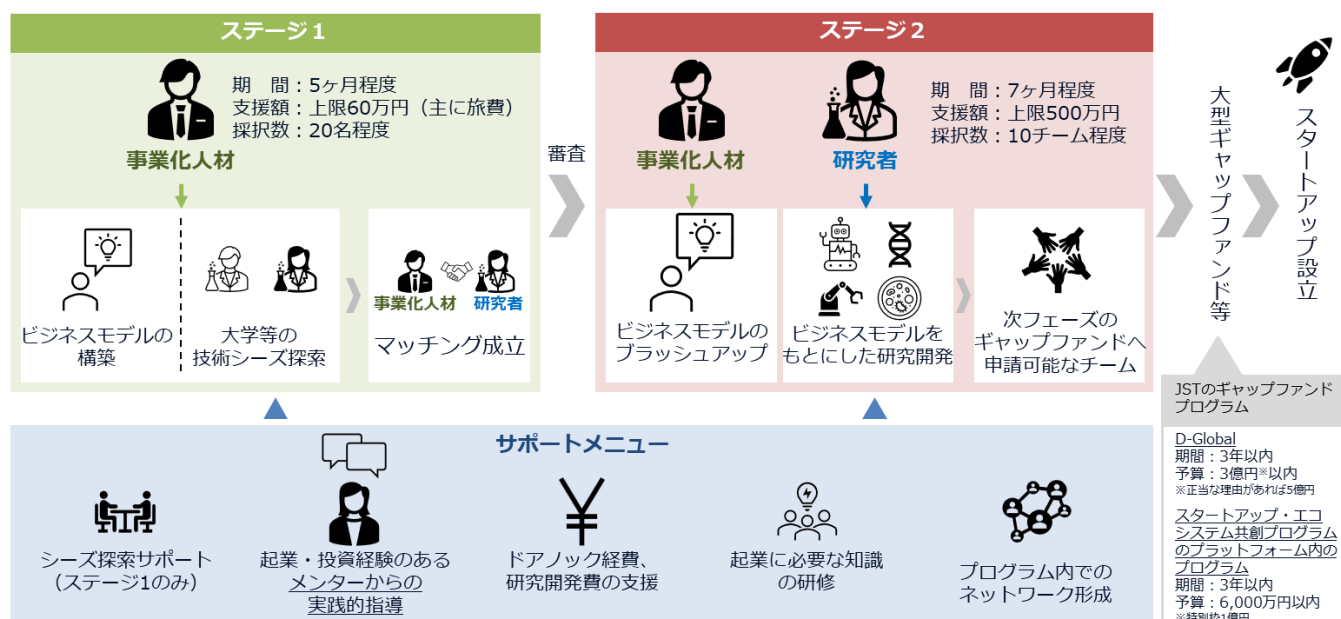
【プログラム終了後の目指す姿】

ディープレック・スタートアップの創出を目指します。

2.1.2 プログラムの構成と実施内容

本プログラムは、ステージ 1 とステージ 2 で構成されています。ステージ 1 では、自らの事業化構想を実現するための技術シーズの探索および技術シーズを活用したビジネスモデルの構築を行う事業化人材を公募します。審査により選ばれた事業化人材は、メンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームアップして研究開発課題の提案を行います。提案された研究開発課題から、審査によりステージ 2 実施課題を選抜します。ステージ 2 に採択された課題には、メンターによるサポートのもと、事

業化に向けた研究開発（科学的な検証）やビジネスモデルのブラッシュアップを行っていただきます。



※ステージ2の研究開発費は、事業化人材に対して直接お支払いするものではありません。

【ステージ1】（詳細はステージ1の2025年7月時点の公募要領を参照ください）

◆ 事業化人材の技術シーズ探索活動

- 事業化人材は、事業化構想を基に技術シーズの探索のための研究者訪問等を行います。その際、JSTが提供する技術シーズリストを活用することも可能です。

JSTから提供予定の技術シーズ（例・予定）

- ◇ 戦略的創造研究推進事業（CREST・さきがけ・ACT-X等）の成果展開シーズリスト（採択された事業化人材に提供します）

- ◇ JST 保有特許リスト

<https://www.jst.go.jp/chizai/patent.html>

- ◇ 新技術説明会発表者リスト・発表資料

<https://shingi.jst.go.jp/list.html>

- 事業化人材と研究者のマッチング成立後、両者はビジネスモデルの検討、及び必要な研究開発計画の立案等を進め、ステージ2のための申請書作成を行います。

◆ メンタリング

- 事業化人材は、ドアノック活動やビジネスモデル作成のため、月2回程度を目安に起業経験や投資経験等を有するメンターによる指導・助言を受けます。

- ◆ メンター・事業化人材の間のネットワーク形成
 - 事業化人材は、人脈形成、ビジネスモデルブラッシュアップを目的としたキックオフ会議へご参加いただきます。
 - また、Slack 等のオンラインコミュニケーションツールでの意見交換を通して、メンター・事業化人材の間のネットワーク形成を図ります。
- ◆ スタートアップ起業のための研修受講
 - JST 指定の事業化支援ノウハウを持つ外部機関が提供する学習コンテンツ（動画等）や知財戦略等の支援を受けることができます。

【ステージ 2】（本募集要領における募集対象となります。）

- ◆ ビジネスモデル作成活動
 - 事業化人材は、研究者の技術シーズを活用したビジネスモデルのブラッシュアップ、および仮説検証のための顧客ヒアリングや市場調査等を行います。
- ◆ 研究開発活動
 - 研究者（研究代表者、主たる共同研究開発者）は、ビジネスモデル仮説を検証するために必要となる研究開発を行います。
- ◆ メンタリング
 - 事業化人材は、ビジネスモデルブラッシュアップ活動のため、月 2 回程度を目安にメンターによる指導・助言を受けます。メンタリングには、必要に応じて研究者の同席も可能です。
- ◆ メンター・他のチームとのネットワーク形成
 - 事業化人材ならびにチームを組む研究代表者、主たる共同研究開発者はビジネスモデルブラッシュアップやネットワーキングを目的としたキックオフ会議へご参加いただきます。
 - また、Slack 等のオンラインコミュニケーションツールでの意見交換を通して、メンター・事業化人材・研究者（研究代表者、主たる共同研究者）の間のネットワーク形成を図ります。
- ◆ 成果報告会
 - 活動終了時には、成果報告会を行います。

※ ステージ 2 の活動にかかる旅費は、JST からの支給ではなく、研究代表者所属機関から機関の規程に基づき支給されます。

※ ステージ 2 では、事業化人材の人件費・謝金を研究代表者所属機関から支出することが可能

です。

2.2 推進体制

2.2.1 本募集プログラムの推進体制

本募集プログラムの管理・運営は JST の「早暁プログラム委員会（以下、「委員会」といいます。）」が行います。委員会は、本募集の選考、事後評価、追跡調査等の各種評価や課題の進捗管理等を実施します。管理・運営体制についての詳細は「2.6.1 本プログラムの構成、全体の流れ」を参照してください。

2.2.2 採択課題の推進体制

ステージ 2 に採択された課題では、事業化人材と研究者がチームを形成し、事業化人材のマネジメントの下、事業化と研究開発を一体となって推進します。また、推進体制には必要に応じて、研究開発のための主たる共同研究開発者や研究開発参加者をおくこともできます。加えて、ステージ 2 では事業化人材補佐をおくことができ、チームとして事業化活動を進めることが可能です。

事業化人材および研究代表者の主な役割は以下のとおりです。それぞれの要件については「2.7 応募要件」、責務については「3.5 事業化人材、研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等」を参照してください。

- 事業化人材は、技術シーズの事業開発に対する責任を有します。自らの事業化構想を実現するために探索した技術シーズを活用したビジネスモデルを構築します。メンターからの指導・助言を受け、技術シーズに関する深い理解のもと、ビジネスモデルのブラッシュアップを行います。事業化人材は研究代表者の立場を兼ねることはできません。
- 研究代表者は課題の代表者となり、研究開発全体に責任を有します。事業の核となる技術シーズについて、事業化人材が提示するビジネスモデルに合わせ、事業化に向けた研究開発計画を策定し研究開発を行います。

2.3 募集・選考スケジュール（ステージ 2）

募集・選考のスケジュールは以下のとおりです。詳細は「2.8 応募方法」及び「2.6 本プログラム進め方と流れ」をご参照ください。

提案の募集開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）
申請書提出期限 （府省共通研究開発管理システム）	<u>令和 8 年 5 月 29 日（金）</u> <u>午後 0 時（正午）</u>

[e-Rad] による提出)	<u><厳守></u>
面接審査	令和 8 年 7 月 4 日 (土)、5 日 (日)
選定課題の通知	令和 8 年 7 月下旬～8 月上旬
課題開始	令和 8 年 9 月上旬

※ 上記の面接審査以降の日程は予定であり、今後変更される場合があります。変更があった場合、大学発新産業創出基金事業の Web サイトにてお知らせいたします。

2.4 研究開発期間・研究開発費

研究開発期間・研究開発費は以下のとおりです。ただし、各課題の研究開発費は、委員会による提案の精査・承認を踏まえ、JST が決定します。

- ・研究開発期間： 令和 8 年 9 月上旬頃～令和 9 年 3 月末までの 7 ヶ月程度
- ・研究開発費（研究開発期間総額、直接経費）： 500 万円まで

※JST は委託研究契約に基づき、間接経費（原則、直接経費の 30%）を機関に別途支払います。

※研究開発費の用途については「3.3 研究開発費」をご参照ください。また、事業化人材と研究代表者の間で経費の用途の有効性を十分に検討し、提案内容に見合った適切な経費を申請してください。

2.5 採択予定課題数

採択予定件数は 10 件程度です。

※上記は目安です。優れた課題があれば上記の件数に関わらず採択を行います。一方で選考基準を満たす課題が少なかった場合は採択予定件数を下回る場合があります。

2.6 本プログラムの進め方と流れ

2.6.1 本プログラムの構成、全体の流れ

① 申請から活動までの流れ

本募集要領では、ステージ 2 以降の流れについて示します。ステージ 1 までの流れについては、「早暁プログラム 第 2 期ステージ 1」公募要領をご確認ください。

(1) 申請（締切：令和8年5月29日（金）正午、e-Radによる提出）【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・事業化人材と研究代表者は申請書を作成し、研究代表者が e-Rad により申請します。
- ※同一の研究代表者が、本事業へ複数課題を申請することはできません。



(2) 選考、採択課題の決定【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・委員会が、「2.10 選考の観点」に基づいて面接審査を行います。必要に応じて外部専門家による書類査読を行い、委員会は外部専門家の査読結果を審査の参考にします。なお、選考の過程において応募内容等について申請者へ問い合わせを行う場合があります。
- ・委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・全申請者に JST から採否を通知します。
- ・本事業と重複実施制限がある事業に申請している場合は、本事業の採択通知等を行う際に、本事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために本事業を辞退するか確認させていただきます。重複実施の制限に関する詳細は、「2.11 の応募の制限」を参照してください。
- ・採択課題について、事業化人材名・研究代表者氏名・所属機関名・研究開発課題名・概要等を JST の HP 等へ掲載します。



(3) 研究開発計画書の作成【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・事業化人材および研究代表者は研究開発計画書を作成し、JST に提出します。



(4) 契約【研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・研究開発を実施する機関と JST の間で委託研究契約を締結します。契約締結には以下 2 種類のチェックリストの完成と提出が必要です。未完成、未提出の場合は契約を締結できませんので、お早めに研究機関の担当者へのご確認、ご連絡をお願いします。

※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です（本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

詳しくは、「4.28 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」を参照してください。

※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です（令和 8 年度のチェックリストは、後日掲載しますので、掲載後確認の上、提出してください。）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

詳しくは、「4.32 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」をご参照ください。



(5) 活動開始【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・採択後、研究開発費等が大学等に措置され、メンターによるメンタリングや JST 指定の外部機関等による研修等を受けつつ、実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果等）を準備し、顧客候補へのヒアリング等を行い、ビジネスモデル仮説の検証を進めます。
- ・本プログラム参加者が一堂に会する会議を実施します。



(6) 成果報告会【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・ブラッシュアップしたビジネスモデルを発表し、技術シーズの社会還元に向けた次の段階へと促進を図ります。
 - ・成果報告会には、ベンチャーキャピタリスト等が参加することもあります。
- ※この“成果報告会”は競争的研究費制度における研究開発評価ではありません。本事業における事後評価は別途実施します。



(7) 活動終了【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・研究代表者は完了報告書を JST に提出し、JST と委託研究契約を締結し研究開発を実施する機関（以下、「研究開発受託機関」といいます。）は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- ・JST は、事後評価、追跡調査等を実施します。追跡調査には、本事業を通じて設立されたベン

チャー企業にもご協力いただきます。

2.6.2 採択後の活動の流れ

採択決定後の主要なスケジュール予定は下表の通りですが、変更となる場合があります。

事業化人材は、原則として下表の全項目に参加していただきます。必要に応じて研究代表者等にご参加をお願いする場合があります。

項目	日程 (予定であり、変更される場合があります)	形式(※)
メンタリング	月 2 回程度 (各 1 時間程度)	オンライン開催または実地開催 ※チーム毎に担当メンターと調整
キックオフ会議	令和 8 年 9 ~ 10 月頃	実地開催 (会場未定)
成果報告会	令和 9 年 3 月上旬頃	実地開催 (会場未定)

2.7 応募要件

応募にあたっては以下の要件を全て満たしている必要があります。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

- ※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ※ 応募要件は当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途中で要件が満たされなくなった場合、当該研究課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

2.7.1 応募者および研究体制の要件

以下のア) ~ ク) を全て満たしていることが要件となります。

- ア) 研究代表者と本プログラムのステージ 1 に採択されている事業化人材から構成される研究開発チームを構築できること (※1)。事業化人材は、ステージ 1 公募要領「Ⅲ.公募・選考について (3) 応募者の要件」を満たしており、研究代表者と協働して活動し、ビジネスモデル作成および検証等の活動に主体的に意欲を持って取り組む者であること。
- イ) 事業化人材、研究代表者とも本プログラム参加のためのエフォート (※2) を十分に確保すること。

ウ) 応募時点において、研究代表者が申請の核となる技術シーズの発明者であること。なお、技術シーズとは事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指す。応募に当たっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。

エ) 研究代表者、及び主たる共同研究開発者（必要な場合）は、国内の大学等の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること（研究代表者の国籍は問いません。国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可能）。所属機関で委託研究費の執行が認められていない方は申請できません。

本事業で対象とする大学等の研究機関については、「1.2.2 本募集プログラムでの主な用語」の大学等の項目を参照してください。

オ) 技術シーズを利用したスタートアップの設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。

カ) 技術シーズは、ビジネスモデル作成や顧客ヒアリング等が可能な科学技術であること。

キ) 事業化人材がメンターの助言を受けて、主体的にビジネスモデル作成の活動に取り組めること。

ク) 知財の形成や標準化、データの構造化等の活動を踏まえた研究開発およびビジネスモデル作成を行い、その成果を成果報告会で発表できること。

※1 本事業での活動を進めていく中で、チーム力の向上に適したメンバーの追加等、チーム体制の変更を随時図って頂くことも可能です。

※2 エフォート：

研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％）。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

2.7.2 技術シーズの要件

以下のケ)～サ)を満たしていることがその他の要件となります。

ケ) 技術シーズに関わる知的財産を有している場合、その権利関係が事業化に際して支障が無いこと（他者との共願特許が無いこと、または、共願人の確実な了解をとっていること

等)。

コ) 技術シーズに関わる知的財産について採択後に権利化を予定している場合、権利関係が明確で、事業化に支障が無いこと（他者による技術貢献がある場合には、出願やその後の事業実施に向けて了解を取っていること等）。

サ) 本事業の支援を通じて創出されるスタートアップの実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが所属する機関等（特許出願人等）の同意または協力が得られていること。

※ 知的財産に関わる機関の同意等について、大学等の知財担当者に確認いただき、申請書様式 1「6.(2-3) 知的財産権の確認状況」にチェックをご記入いただきます。

2.8 応募方法

2.8.1 申請

申請は、研究代表者より、e-Rad で行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の申請書様式のアップロードの 2 つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

2.8.2 申請書一覧

申請書様式は本事業のウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>) でダウンロードできます。

<e-Rad における応募情報ファイル>

- ①申請様式 1：申請書 (word ファイル)
- ②申請様式 2：予算計画 (excel ファイル)
- ③申請様式 3：申請書補足説明資料 (ppt ファイル)

※①～③を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、サイズは合計 30MB 以下としてください。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。（下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご確認ください）

名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
応募情報ファイル 必須	[PDF (PDF)]	20MB	<input type="text"/> 参照 クリア 削除	

行の追加 選択行の削除
↑ アップロード

2.9 選考方法

2.9.1 選考の流れ

「[2.6.1 本プログラムの構成、全体の流れ](#)」を参照してください。

2.9.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、事業化人材ならびに研究代表者及び主たる共同研究開発者（以下、「申請者等」といいます。）に関して、以下に示す利害関係者は選考に関与しません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書様式 1「10. 利益相反マネジメントについて」に具体的に記載してください。

- a. 申請者等と親族関係にある者。
- b. 申請者等と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は申請者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると思われる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- c. 申請者等と同一の企業に所属している者又は申請者等が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者
- d. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、又は申請者等の研究課題の中での共同研究者など、申請者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者をいう。）
- e. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

- f. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 事業化人材および研究代表者の利益相反マネジメント

事業化人材および研究代表者（以下、「共同代表者」と総称します。）が「共同代表者に関する機関」を共同研究機関とする提案を行い、「共同代表者に関する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、共同代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、共同代表者と「共同代表者に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「共同代表者に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究機関をいいます。なお、a 及び b については共同代表者のみではなく、共同代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「共同代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 共同代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合や、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 共同代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 共同代表者が株式を保有している機関。
- d. 共同代表者が実施料収入を得ている機関。

「共同代表者に関する機関」を共同研究機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「共同代表者に関する機関」を共同研究機関とする場合、申請書様式 1 の「10. 利益相反マネジメントについて」にて「共同代表者に関する機関」が共同研究機関に含まれていることを申告してください。選考時に減点等となることはありませんが、応募に際しては事前に所属機関の利益相反委員会等に問題がないことを確認し、その結果を申請後 1 ヶ月以内に（or 結果が判明する時期を）JST に連絡してください。

なお、共同代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本プログラムが採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、申請書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントはJSTの公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の募集開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

出資公表日については以下ウェブページよりご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.10 選考の観点

本募集の選考にあたっては、選考の観点を以下のとおりとし、評価を行う予定です。

(1) 技術シーズ

- ・ 独創性、新規性を有しているか。
- ・ 技術シーズに関わる知的財産の権利が明確で、事業に支障が無い。

(2) ビジネスモデル仮説及びその検証活動

- ・ビジネスモデル仮説が検討できているか。
- ・顧客候補への検証活動で明らかにしたいビジネス仮説が明確に設定できているか。
- ・ビジネスモデルの優位性が示されているか。
- ・ビジネスモデルの実現性や成長性が期待できるか。

(3) 計画

- ・目標達成までの課題が的確に把握されているか。
- ・実施内容やスケジュール等、提案された計画が具体的かつ実行可能か。

(4) 活動の推進体制、参加者

- ・活動に向けて適切な体制となっているか。

2.11 応募の制限

- 1) 同一の研究代表者は以下の〈対象となる制度〉のうち 2 つ以上の制度の支援を同時に受けることはできません。
- 2) 同一の研究代表者が、同一の制度へ複数課題を申請することはできません。
- 3) 〈対象となる制度〉のいずれも支援を受けていない場合、複数の〈対象となる制度〉に申請することが可能ですが、いずれかの制度の採択が決定した段階で、採択が決定した制度の支援を受けて申請中の制度を辞退するか、申請中の制度の審査結果を待つために採択が決定した制度の支援を辞退するか選択していただきます。
- 4) 〈対象となる制度〉のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。
 - (a)実施中の課題が最終年度以外の場合は、他の〈対象となる制度〉には申請することはできません。
 - (b)実施中の課題が最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の〈対象となる制度〉および研究開発期間の終了時期が実施中の制度よりも後となる単年度である他の〈対象となる制度〉には申請できます。ただし、採択された場合において、重複する研究開発期間がある場合、研究開始日等の調整を行います。
 - (c)実施中の課題が最終年度の場合においても、研究開発期間の終了時期が実施中の制度と同一または実施中の制度よりも前である単年度である他の〈対象となる制度〉には申請でき

ません。

5) 下記の〈対象となる制度〉に加え、公的資金を原資とし、スタートアップの創出を目的とするその他の制度に関しても、同一の技術シーズを用いる場合は1)、3)、4)と同様の扱いとします。

上記記載は研究代表者に関する記載であり、早暁プログラムの事業化人材やディープテック・スタートアップ国際展開プログラムやスタートアップ・エコシステム共創プログラムにおける事業化推進機関については原則、応募の制限はありません。

〈対象となる制度（※1）〉

○起業を目指す取組を支援する事業

【大学発新産業創出基金事業】

- ・ディープテック・スタートアップ国際展開（D-Global）（①）
- ・スタートアップ・エコシステム共創プログラム内の研究開発課題（②）
- ・早暁プログラム ステージ2（本プログラム）（③）

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）】

- ・SBIR フェーズ1 支援（起業による技術シーズの事業化を目指す場合）（④）

○技術移転を目指す取組を支援する事業（※2）

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）】

- ・SBIR フェーズ1 支援（技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合）（⑤）

※1 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）および大学発新産業創出基金事業で推進している各事業の詳細については以下のホームページをご参照ください。

START 事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/start/>

大学発新産業創出基金事業ホームページ：<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

※2 SBIR フェーズ1 支援及び大学発新産業創出基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象制度のうち起業を目指す他ファンドと2件同時に実施することが可能です（同一の制度へは起業／技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません）。ただし、両方で技術シーズが異なることが条件となります。

同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することはできません。

<重複実施制限の一覧表>

		大学発新産業創出基金事業			研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム		
		ディープテック・スタートアップ国際展開①	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②	早暁プログラム ステージ2③	SBIRフェーズ1支援		
					起業による技術シーズの事業化を目指す場合④	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑤	
大学発新産業創出基金事業	ディープテック・スタートアップ国際展開①	-	×	×	×	△	
	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②	×	-	×	×	△	
	早暁プログラム ステージ2③	×	×	-	×	△	
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合④	×	×	×	-	-
		技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑤	△	△	△	-	-

△：技術シーズが異なれば実施可

※それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することできません。

×：同時に実施不可

※どちらの制度にも採択されていない場合、両方に申請することが可能です。ただし、一方の制度の採択が決定した段階で、当該制度を実施するか、他制度の審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択していただきます。

※どちらかのプログラムの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は
応募出来ません。

- : 同時に申請不可（同一事業への複数申請は不可）

注) 本基金事業のプログラム間で切れ目ない支援を実施する観点から、スタートアップ・エコシステム共創プログラム（基金）（②）で研究開発を実施している研究代表者が、早期に大規模な展開を求める場合、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム（①）に同一の技術シーズで申請を行うことを認めます。ただし、①と②の重複実施は認められないため、①に採択された場合、②での研究開発は①の研究開発開始日までに中止とします。

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、事業化人材ならびに研究代表者は研究開発課題の研究開発期間（令和 8 年度末まで）の全体を通じた計画書を作成します。計画書には、研究開発費や研究開発参加者についての記載が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じた査定を経て決定します。また、研究開発計画の内容に関して、選考結果（採択）の通知日から 1 ヶ月以内に研究開発機関及び JST の間で合意が得られない場合、研究開発の実施を行いません。

※ 計画書で定める研究開発体制および研究開発費は、PO によるマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究開発課題の採択後、JST は研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「[3.6 研究機関の責務等](#)」を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

3.3 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

3.3.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

なお、本プログラムステージ 2 の研究開発課題においては、事業化人材や事業化人材補佐の活動経費を計上するようにしてください。なお、活動経費の額については事業化人材と研究代表者

間で必要経費を調整してください。

(a) 物品費：研究用設備（※1）・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用

(b) 旅費：事業化人材および事業化人材補佐、研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）及び研究計画書記載の研究参加者等に係る旅費（本プログラムの指定する会議における旅費も含む）、招へい者に係る旅費

(c) 人件費・謝金：事業化人材および事業化人材補佐、研究参加者（但し、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金

※ 事業化人材および事業化人材補佐の人件費・謝金については、研究機関から支出することが可能です。雇用する場合、研究機関が自ら行い、雇用契約にかかわる諸条件は各機関の規程に準拠します。研究機関での雇用が困難な場合は、研究機関から謝金として支出することも可能です。その場合においても根拠となる規定等が必要となります。

※ 研究参加者のうち、国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者については、原則、人件費を直接経費に計上することができません（ただし、（※2）の場合を除く。）。

※ 人件費・謝金については本課題推進に必要なものを精査の上、計上してください。なお、採択時や採択後に人件費・謝金の上限を設けることがあります。

※ なお、JST では本プログラムに参加する若手研究者の自発的な研究活動を支援することで若手研究者の育成を目指しています。

(d) その他：a, b, c の他、本研究開発を実施するための経費（※2）

例) 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、特許関連経費、不課税取引等に係る消費税相当額等

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっておき、作業のみを

外注する請負契約について直接経費での計上が認められています。また、研究開発参加者に含まれる事業化人材等が市場調査等を行う場合、事業化人材への外注費として支出することはできません。

※特許関連経費について、詳しくは「3.3.2 特許関連経費の直接経費からの支出について」をご参照ください。

(注) 研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・ 研究開発目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費（ただし、本プロジェクトで購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については支出可。）
- ・ 研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 研究開発との関連が不明瞭な海外出張旅費（外国旅費については、研究開発の目的達成のために必要不可欠なものに限る。）
- ・ スタートアップ立ち上げ経費等、法人登記日前後に関わらずその会社の資産となるもの（原則、法人登記日前であっても支出不可）
（例）登記にかかる費用、スタートアップで用いる設備（PC、実験設備等）費用等
- ・ 合理的な説明ができないもの
（例）研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※1 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月6日閣議決定）等において研究設備・機器の共用促進、コアファシリティ化等が求められています。新たな研究設備・機器の購入に当た

っては、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」といいます。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する大学発新産業創出基金事業の対応について（令和5年9月29日）

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/startupkikin_labor_costs.pdf

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する大学発新産業創出基金事業の対応について（令和5年9月29日）

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/startupkikin_buyout.pdf

3.3.2 特許関連経費の直接経費からの支出について

大学発新産業創出基金事業では大学等発スタートアップ創出力の強化に取り組むこととしており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得が非常に重要となります。本プログラムでは、大学等を対象として、以下の1から4の要件をいずれも満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能です。

1. 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）を出願するものであること。
2. 原則、委託研究開発期間内に出願すること。
3. 大学等の単独出願もしくは課題内の大学等の共同出願であること。
4. 当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本事業で支出した特許関連経費分の費用（例：ライセンスの一時金等）を大学等に支払う仕組みを、各大学等におい

て策定すること。

※特許出願する場合、事前に知財戦略を十分検討ください。

※知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願（PCT 出願を含む）も対象となります。

※支出にあたっては、知財戦略および特許出願について記載のある計画書が JST で承認されている必要があります。

※成果の創出に寄与した研究費制度等において、特許出願に関して制約がある場合には、事前にその制約を確認してください。

直接経費による支出が可能な経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は1言語につき税抜き100万円）等、出願・審査・権利化にかかる経費となります。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合は JST にご相談ください。

権利が大学等に帰属している特許を外国出願する場合は、JST の「知財活用支援事業」も活用できますので、ご相談ください。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

なお、国費による支援の重複を回避する観点から、本基金事業の直接経費で特許関連経費を支出する場合、本基金事業の研究開発期間中、同一内容の特許出願（外国出願を含む）に対して、本基金事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支出はできません。また、本基金事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支援においては、支援を受けるための要件が別途定められている場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

3.3.3 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和5年5月31日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.4 評価

- (1) 委員会は、必要に応じて事業化に向けた研究開発が研究開発計画書の内容および条件（ピボットを含む）や本制度の趣旨に従って確実に遂行されているかどうかの評価を行います。評価結果を研究開発の取扱（計画の見直し等）に反映することがあります。評価結果によっては、研究開発費の増額・減額や研究開発の支援を中止することがあります。
- (2) 研究開発終了時には完了報告書を提出していただきます。また、研究開発終了後の半年後頃をめぐりに事後評価を行います。なお委託研究契約に基づく各種報告書も提出していただきます。
- (3) 研究開発終了後、翌々年度の 11 月頃をめぐりに、JST は事業化への取り組み状況について追跡調査を行いますので、その際は調査に協力していただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にも協力していただきます。本事業を通じて設立されたスタートアップ企業についても、資本金・資金調達状況・純資産額・従業員数等について調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

3.5 事業化人材、研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等

(1) 共通の責務

JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

- a. 募集要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。なお、研究開発を行わない事業化人材についても、本プログラムでは受講対象とします。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(2) 事業化人材の責務

事業化人材は、研究代表者の技術を基にした起業のための活動展開において、ビジネスモデルの作成および検証の活動を中心的に行います。本プログラムの活動に主体的参加が可能で、ビジネスモデル作成および検証等の活動を中心的に行うためのエフォートを確保する必要があります。

(3) 研究代表者（※3）の責務

課題の代表者は研究代表者が務めます。技術シーズを基に起業の可能性を探るための研究開発を実施し、起業や技術移転に向けた研究開発の遂行に関して技術面を含む全ての責任を負います。研究開発期間中、大学等において研究開発を実施する体制を取る必要があります。本事業の活動期間中に事業化人材と協働してビジネスモデル作成のための技術検証を行います。

(4) 主たる共同研究開発者（※3）の責務

研究代表者の所属機関Aと異なる国内の大学等の研究機関Bが研究開発費を執行する場合、JSTと研究機関B（複数機関設けることも可能）が委託契約を直接締結します。研究機関Bにおける責任者を「主たる共同研究開発者」とします。所属機関Bにおいて、事業育成に係る技術検証に取り組むと共に、実践的学習や仮説検証活動等を通してビジネスモデルの現実化・高度化を行い、研究代表者と同様の責任を果たしていただきます。本事業で研究代表者が所属する研究機関Aで大学等発スタートアップを目指すにあたり研究機関Bによる知財等の問題がないこと、かつ、生じさせないことをあらかじめ十分に確認いただき、明確にご説明いただく必要があります。また、委託契約の責務を果たせることが必要です。大学等発スタートアップの障害とならないことを示せない限り、認められません。

なお、所属機関A、Bいずれにおいても再委託は認められません（研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみJSTが委託契約を締結し、その所属機関と共同研究開発者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです）。

(5) 研究開発参加者の責務

実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果等）を準備するために必要な人材、ビジネスモデル作成や技術検証の支援に携わる人材等をいいます。名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、参加者となることはできません。

- ※3 委託研究契約書において、研究代表者、主たる共同研究開発者を、委託研究を中心的に行う者として、「研究担当者」として記載します。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025_start_keiyakusho.pdf

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.28（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.32（1）「研究活動にお

ける不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」)。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。
- また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。
- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。
- また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。
- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結

するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、事業化人材および新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合

研究代表者等が職務として開発・発明した知的財産権について、その知的財産権を大学等の所属機関が非承継とし、研究者個人や資金配分機関等がその権利を所有している場合、創出された大学等発スタートアップが大きく成長したときには、技術シーズの創出等に所属機関の環境を活用していることを踏まえ、寄付等により金銭等を大学へ還元することに留意してください。

3.7.2 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生が本研究に従事する場合の対応

他機関に所属する研究者等や本研究に係る雇用関係のない学生を本研究に従事させる場合は、委託研究契約等で規定される事項（知的財産権の帰属、各種報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるよう同意書を得るなど適切に対応してください。特に本研究に係る雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。また、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

○大学等における職務発明等の取扱いについて（平成28年3月31日 科学技術・学術審議会/産業連携・地域支援部会/大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/04/05/1369054_02.pdf

3.7.3 研究開発の推進に関する留意事項

- ① メンターおよび JST 指定の外部機関、JST が委嘱または招聘する有識者（以下、「メンター等」といいます。）の助言等と主体的な事業化に向けた研究開発の実施

研究開発チームはメンター等の指導・助言を得つつ、自ら主体的に事業化に向けての研究開発を実施するものとします。また、メンター等が研究開発において必要と判断した外部の専門人材や専門機関等の活用について、大学等はその方針を尊重しつつ、自らの遂行能力や利益相反の検討を踏まえて研究開発の実施を心がけてください。なお、大学等が既に有している産学連携部門等の組織につきましては本プログラムの推進に向けて、

研究開発の支援にご協力ください。

② 新産業・新規マーケット開拓への挑戦

研究開発チームは技術シーズの事業化に関して、新産業・新規マーケット開拓に向けて研究開発に取り組むものとします。

③ 研究開発費等の経理管理

研究開発費の執行に際しては、研究開発受託機関は、自機関の規程等を遵守することを前提とします。研究開発費の経理管理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。研究開発受託機関は支出した金額と、その内容を同契約書に記載されている計画書の費目ごとに整理し、証拠書類と対応付けられるように管理していただきます。証拠書類は精算確認のために提出を求められることがあります。

なお、本研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

また、経費を適切に執行するため、大学等において適切な事務体制を整備するとともに、計画的な経費管理を実施するものとします。

④ 実施管理

JST は直接、または JST 指定の外部機関等を通して間接的に研究開発期間中に実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む。）を実施するとともに、目的が達成されるよう研究開発チームに対し研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。研究代表者には進捗状況についての報告を求めます。また研究開発受託機関は、提供を受けた研究開発費についての報告を JST に定期的又は随時提出する必要があります。

⑤ 取得物品の帰属

JST が支出する研究開発費により研究開発受託機関が取得した研究開発設備等の物品の所有権は、研究開発受託機関に帰属させることが可能です。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

⑥ 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者が所属する機関に帰属させることができます。ただし、当該機関全てにも同条が適用されることが前提です。特許の出願を行う場合は、事前に JST に申請が必要です。

⑦問題が生じた場合の対応

研究開発チーム内で問題が生じた場合は、原則として当事者同士の協議によって解決を図ることとします。

⑧その他留意事項

研究開発チームは、進捗等に関する JST やメンター、JST 指定の外部機関等への報告、各種調査への対応、その他事業を円滑に実施するうえで JST が認める必要な活動を実施する必要があります。

3.7.4 審査方法、結果通知等

申請された研究開発課題の審査は非公開で行われます。審査の結果については採否にかかわらず、事業化人材ならびに研究代表者に通知します。原則として JST から各研究開発受託機関に対して委託研究契約の申込書の提出は行いません。

3.7.5 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究開発を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

この制度は、ライフイベントに際した研究者が JST の研究開発を継続できる手段を講じることで、研究開発課題等の円滑な推進を図り、もって研究者のキャリア形成及び男女共同参画を推進するためのものです。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.7.6 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2.5 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、ぜひ JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

3.7.7 スタートアップ・エコシステム拠点都市について

日本の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金などを生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展を目指し、内閣府が令和 2 年 1 月に公募、同年 7 月に選定（認定）した、地方自治体、大学、民間組織などによるコンソーシアムです。4 つのグローバル拠点都市及び 4 つの推進拠点都市が選定されています。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/index.html>

3.7.8 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について

JST を含む政府系 16 機関は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus（プラス）“Platform for unified support for startups”）を令和 2 年度に創設しました。その一環として、ワンストップ相談窓口“Plus One（プラスワン）”を運用しています。

本事業を実施する上で、Plus One（プラスワン）の活用をご検討ください。

○Plus One について

<https://www.nedo.go.jp/activities/startups/plusone.html>

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 生成 AI の利用について

応募書類を作成する際に生成 AI を使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■ 募集に関する相談窓口

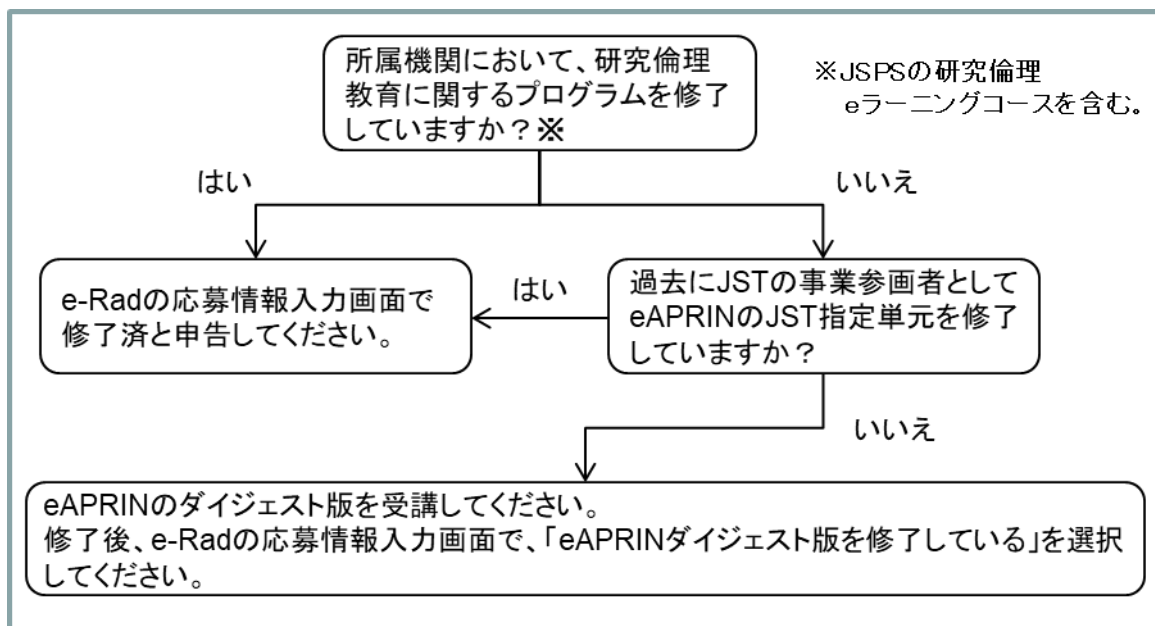
国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部

スタートアップ第 1 グループ

E-mail : sogyo@jst.go.jp

※メール本文に募集名、e-Rad の課題 ID、研究代表者名、課題名等を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」

- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
- ・日本医療研究開発機構
「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラム又は教材を履修している場合を除きます)。

4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※)。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」といいます。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業

業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

（i）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者・主たる共同研究開発者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォー

ト等) (以下「研究費に関する情報」といいます。) や、現在の全ての所属機関・役職 (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。) に関する情報 (以下「所属機関・役職に関する情報」といいます。) を応募書類や府省共通研究開発管理システム (以下「e-Rad」といいます。) に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ (原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ) の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由 (企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等) について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援 (※) を含む、自身に関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状

況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度等の事業課間で共有します。

4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、G7 各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研究等を円滑に推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については内閣府のウェブサイトを参照してください。

○「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」

(令和7年12月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議)

https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf

4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得

る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、契約締結時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryō/handbook.pdf>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等に当たっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JST へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.7 繰越について

本事業は単年度事業であり、繰越制度については該当しません。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025_daigakuhatu_betsu9.pdf

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」といいます。）の person 費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の person 費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、ご確認ください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針につい

て」(令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(連絡)」(令和2年9月17日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.9 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内(直接経費総額の50%の額が100万円に満たない場合は100万円)としています。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告してください(複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関するe-Radの操作方法が

不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)
又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)や「統合イノベーション戦略 2025」(令和 7 年 6 月 6 日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」(2025 年(令和 7 年)11 月 18 日「科学の再興」に関する有識者会議)において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035 年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード(設備・機器等)からソフト(人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等)へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」(令和 7 年 7 月 10 日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会)において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定(共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等)を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申

請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が 1,000 万円以上で汎用性のあるものを購入する場合には、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24））
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（閣議決定（R3.3.26））
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2025」 [閣議決定（R7.6.6）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正））
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
（資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正））
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】 https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>
- 「科学の再興に向けて 提言」[「科学の再興」に関する有識者会議 (R7.11.18)]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_00002.html
- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」
[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会 (R7.7.10)]
https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇

用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度※1の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生自身の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断していただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.15 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとして SNS 等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・上記2点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

また、生物学的性(セックス)や社会的・文化的性(ジェンダー)等を適切に考慮した研究・技

術開発を実施していくことが求められています。

- ・性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18 改正）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する大学発新産業創出基金事業の対応について（令和 5 年 9 月 29 日）

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/startupkikin_senjukanwa.pdf

4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優

れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本募集に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」（令和7年6月科学技術・学術審議会人材委員会）において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等の研究開発マネジメント人材が本事業の研究プログラムの研究開発マネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.19 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本募集に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められていますが、JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

4.20 オープンサイエンスの促進について

(1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 4 月改定）。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業の研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて、原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学

術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データのうち公開データについては、JST が示すメタデータ（※1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。所属機関で機関リポジトリが整備されておらず、適切な保管リポジトリが見つからない場合、JST が 2025 年 11 月から運用を開始した GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) をご利用ください。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
- （※1）DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス（内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>
- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方
（統合イノベーション戦略推進会議）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>
- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目（2026 年 1 月時点）
https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析する場合があります。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について」も参照してください。

(2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和 7 年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※ 2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※ 3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和 6 年 2 月 1 6 日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和 6 年 2 月 1 6 日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和 6 年 10 月 8 日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※ 4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)(※ 5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Rad を通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定)

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議 令和 6 年 2 月 16 日決定)の実施にあたっての具体的方策(令和 6 年 10 月 8 日改正 関

係府省申合せ)

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

○学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、学術論文（含む電子付録）については JST が運用する Jxiv (<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/index>)、根拠データについては前述の GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) 等のリポジトリをご活用ください。

(※ 2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) 及び情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) は除く。

(※ 3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。

(※ 4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後 3 か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。

(※ 5) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してくだ

さい。記載内容については、JST 担当までご確認ください。

4.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて（中間とりまとめ）」（令和 6 年 7 月 31 日）では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収録されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

4.23 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」といいます。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願い

いします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

4.24 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRP における収集活動にご協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

4.25 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研究等（以下、「治験・研究」といいます。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。

本事業において、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一

括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、研究機関に照会を行うことがあります。

(参考) 規制改革実施計画 (令和 6 年度)

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf

P.51-52 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

【該当部分】

b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究

4.26 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS) について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 (A-PRAS)」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で令和 8 年 3 月時点で 28 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.27 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、

募集期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の募集及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.28 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 7 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版チェックリストに係る手続きを令和 8 年 12 月 1 日ま

で行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.29 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新た

に研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3、4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 1以外 ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.30 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.31 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するにあたり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.32 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求

められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和8年4月1日以降、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和8年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを令和8年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

（令和8年度のチェックリストは、後日掲載しますので、掲載後確認の上、提出してください。）

（※1）提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年	
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。なお、特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

なお、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置等）について、JST において原則公表することとします。また、該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.33 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する事業化人材ならびに研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

4.34 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間、課題概要及び成果論文のメタデータ）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号

イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

4.35 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.36 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 39 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録・更新くださるようお願いします。

4.37 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機

関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.38 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」といいます。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時まで、研究機関、所属研究者、研究インテグリティに係る情報の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

③ 研究インテグリティに係る情報の登録

以下の手順に従い、応募前に e-Rad への研究インテグリティに係る情報の登録をしてください。主たる共同研究開発者についても登録が必要となりますので、主たる共同研究開発者を登録する場合はご本人へ事前に確認してください。

※e-Rad の改修以降（2022 年 3 月 15 日以降）、登録をしていない場合は必ず行ってください。既に登録済みの方は必要ありません。研究インテグリティに関する詳細は、「[4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保](#)」を確認してください。

<操作方法>

1. e-Rad にログイン後、【研究者情報の確認・修正】をクリックしてください。

※e-Rad へのログイン方法は「[5.4 具体的な操作方法と注意事項](#)」を参照してください。



2. 【研究者情報の修正】画面で「所属研究機関」タブをクリックしてください。

研究者情報の修正

研究者の基本的な情報の登録/修正を行います。

基本情報 研究分野 **所属研究機関**

所属する研究機関

所属情報の管理は、所属する研究機関の事務代表者/事務分担者が行います。情報が誤っていることが発見した場合には、対象の研究機関の事務代表者/事務分担者へ修正を依頼してください。

機関着任日 (機関着任処理日)	研究機関コード 研究機関名	勤務形態	雇用財源	任期の有無	主たる研究機関	変更容認	科研費応募資格	部局着任日 (部局着任処理日)	部局コード 部局名	職名 (職階)	主たる部局	連携対象
20220201	999999 9001 テ		安定的財					20220201	001	研究員・		

3. 「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の部分で「(1) e-Rad 外の研究費」、「(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在全ての所属機関・役職」について該当があれば、【行の追加】をクリックし、記入欄に入力してください。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契約締結有無	削除
行の追加						選択行の削除

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
行の追加		選択行の削除

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している

4. 上記入力事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックしてください。

※この部分のチェックは必須となります。チェックマークが入っていない場合、本募集への応募ができません。

5. すべての入力が完了したら、【この内容で登録】をクリックしてください。「この内容で登録しますがよろしいですか？」と表示されたら、【OK】をクリックしてください。登録が完了すると、「研究者情報修正完了」と表示されます。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

3. (1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契約締結有無	削除
選択してください▼	<input type="text"/> 選択してください <input type="text"/> (<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ~ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月)	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円 その他の通貨	<input type="text"/>	無▼	<input type="checkbox"/>
行の追加 (1)、(2)について該当があれば入力。 選択行の削除						
(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職						
兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等			相手機関の所在地		削除	
<input type="text"/>			<input type="text"/> 選択してください		<input type="checkbox"/>	
行の追加 選択行の削除						
(3) 誓約状況						
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。						
4. <input type="checkbox"/> 報告している ※この部分のチェックは必須。						

質問

この内容で登録しますがよろしいですか?
 OKを押下すると、登録を完了します。メール送信を選択した場合、対象者にメールが送信されます。登録前に入力内容を確認するには、キャンセルを押下して登録画面に戻ってください。

キャンセル OK

研究者情報修正完了

研究者情報を修正しました。

<入力例>

※「機密保持契約締結有無」の欄で「有」を選択した場合は、エフォート以外の入力は必要ありません。

※エフォートは合計が100%を超えないようにしてください。

※「(3) 誓約状況」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契約締結有無	削除
補助金	研究機関A シンガポール 制度 1 (2019年04月~2024年03月)	xx	100,000,000 円	10	無	<input type="checkbox"/>
助成金	研究機関B インド 制度 2 (2017年10月~2027年09月)	△△	100,000,000 円	10	無	<input type="checkbox"/>
共同研究費	選択してください ()年()月~()年()月)		円	10	有	<input type="checkbox"/>

行の追加 選択行の削除

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
〇〇大学 名誉教授	日本	<input type="checkbox"/>

行の追加 選択行の削除

(3) 誓約状況
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している

(2) e-Rad での応募申請

- 研究者による応募課題の提出

ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループまで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類(ステータス)が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<応募のステータスの確認方法>

1. 提出済の課題－課題一覧を選択し、「応募/採択課題一覧」画面を表示し、検索してください。(クイックメニュー「提出済の研究課題の管理」からも同画面に移ります。)



2. 検索結果から本募集についての申請の種類（ステータス）を確認してください。正常に提出されていれば、ステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」と表示されます。

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題 の 状態	申請の 種類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告	応募 内容 提案書 ダウンロード
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者				
2022					応募 中	配分機 関処理 中 申請中	申請可能な 手続きへ	↓

<注意事項>

① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 1 グループへ問い合わせてください。

② 応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、募集要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

5.3 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する

問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の募集ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループ	E-mail : sogyo@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570 057-060 (ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○大学発新産業創出基金事業ホームページ :

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>

○e-Rad ポータルサイト :

<https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

- ・事前に研究者登録、研究インテグリティに係る情報の登録が必要です。詳細は「5.2 e-Rad を利用した応募方法」(1) e-Rad 使用にあたる事前登録をご参照ください。
- ・e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。
e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に

余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

- ・入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)をご参照ください。

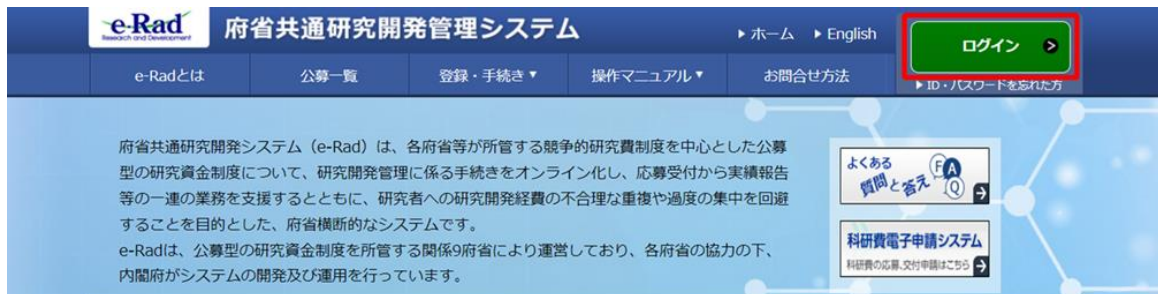
■ 応募情報の入力

- * 「申請書」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- * 「申請書」を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているかご確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面

<https://www.e-rad.go.jp/>

右側の「ログイン」をクリック



【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「研究代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



【公募中の公募一覧】画面

1. 新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に「大学発新産業創出基金事業」と入力して「検索」をクリック
3. 表示される公募から
「大学発新産業創出基金事業 早暁プログラム 第2期ステージ2」の
「応募する」ボタンをクリック



【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。

応募に当たっての注意事項

以下の注意事項をお読み、承諾した上で応募してください。

応募をする前にお読みください

1. 「応募単位」の区分によって研究者自身では応募できない場合があります。
公募には「応募単位」という区分があり、「研究者」と「研究機関」の2つの単位があります。
※対象の公募の単位は、「公開中の公募一覧」画面（この画面の前の画面）の「応募単位」列で確認可能です。

公募年度	配分機関	公募名	応募単位
2017	〇〇〇〇〇	個別事業	研究者
2017	〇〇〇〇〇	共同研究	研究機関

※「研究機関」単位の応募をする場合は、所属している研究機関の事務代表者もしくは事務分担者へお問い合わせください。

・PC等の利用環境の確認
パソコンのOS、ブラウザ等が動作確認済環境であることを確認の上で応募してください。
※動作確認済環境以外でご利用の場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。
[e-Radの動作確認済環境を確認はこちら](#)

・配分機関からの注意事項

注意事項はありません。

戻る 承諾して応募する

【応募（新規登録）】画面

- ・ 課題 ID：自動採番
- ・ 研究開発課題名：「申請様式 1」の「1. 課題名」を転記

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

公募年度/公募名 | 2024年度 / 大学発新産業創出基金事業 早晚プログラム(ステージ2) 2024

課題ID/研究開発課題名 **必須** | XXXXXXXX / 100文字以内

一時保存中の課題を配分機関に公開する? **必須** | 公開する 公開しない

基本情報 研究経費・研究組織 応募・受入状況

基本情報

研究期間(西暦) **必須** | 最短研究期間：1年 最長研究期間：1年
(開始) [] 年度から(終了) [] 年度まで

研究分野(主) 研究の内容 **必須** | 研究の内容を検索 クリア

キーワード **必須** | キーワード 削除

閉じる 一時保存 応募内容提案書のプレビュー この内容で提出

・「基本情報」タブ：

研究期間（西暦）：開始 2026、終了 2026

研究分野（主）：「研究の内容」として適切なものを選択

「キーワード」として適切な内容を記載

研究分野（副）の設定：記入不要

研究目的：「申請様式 1」の「1. 課題名」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください。

研究概要：「申請様式 1」の「2. 本事業での活動概要」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください。

安全保障貿易管理

本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募で、所属する研究機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、以下の質問に回答してください。
 (該当の場合は、本応募画面上部に、本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募である旨のメッセージが表示されています。
 安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html)

「本公募を通じて取得した(する)貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
 又は、既に保有するリスト規制に該当する貨物・技術について、本事業において輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
 提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国内での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答して、所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が、未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれが早い方までの整備が必要です。また、契約時までに、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要です。(体制整備状況及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。)

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無 ? あり なし

[重要] 申請書類のアップロード

申請様式1～3をPDF形式で1つのファイルに結合し、下図のe-Rad申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。

基本情報-申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
応募情報ファイル 必須	[PDF (PDF)]	30MB	<input type="text"/>	参照 クリア 削除

行の追加 選択行の削除

↑ アップロード

・「研究経費・研究組織」タブ：

「研究経費」

「申請様式2」をもとに、「2.年度別経費内訳」に直接経費と間接経費を転記

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
 「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費	5,000,000 円	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳

大項目	2025年度	合計
直接経費 必須	<input type="text"/> ,000 円	0 円
間接経費 (上記経費の30%以内) 必須	<input type="text"/> ,000 円	0 円
合計	0 円	0 円

研究組織

「研究組織」

研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）について以下の情報を登録してください。

研究担当者以外の研究開発参加者の登録は不要ですので、研究開発費を執行する研究機関毎に1名のみ登録されている状態にしてください。

専門分野、学位、役割分担、直接経費、間接経費（千円）：適切な内容を記載

エフォート(%)：本事業でのエフォートを入力

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0円	0円	0円
間接経費	0円	0円	0円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

[行の追加](#) [選択行の削除](#)

研究者を検索	研究者番号 生年月日 氏名（年齢）	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割分担 必須	直接経費 間接経費 必須	エフ ォ ー ト (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	<input type="text" value="代表者"/>		<input type="text"/> <input type="checkbox"/> 学士(学士 (文学)) <input type="text"/>	<input type="text"/> ,000円 <input type="text"/> ,000円	<input type="text"/>			

[行の追加](#) [選択行の削除](#)

・「個別項目」タブ：

各項目に回答してください。

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
所属区分	必須	<input type="radio"/> 国大 <input type="radio"/> 公大 <input type="radio"/> 私大 <input type="radio"/> 独法・国研 <input type="radio"/> 高専 <input type="radio"/> その他	
所属機関	必須	<input type="text"/>	
所属部署	必須	<input type="text"/>	
役職	必須	<input type="text"/>	
連絡先区分	必須	<input type="radio"/> 勤務先 <input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> その他	
連絡先郵便番号（半角英数字）	必須	<input type="text"/>	
E-mailアドレス（半角英数字）	必須	<input type="text"/>	
【確認】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。	必須	<input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。	

・「応募・受入状況」タブ：

このタブでは作業不要ですが、「研究経費・研究組織」タブで登録した参加者の応募状況・採択状況が表示されますので、内容を確認してください。「本研究課題に応募する理由」の記載欄がありますが、入力はありません。

※この画面では、「(3) e-Rad 外の研究費の入力」や「誓約状況」のチェックボックスの操作はできません。チェックがない場合は、「[5.2 e-Rad を利用した応募方法](#)」(1) e-Rad 使用にあたる事前登録、③研究インテグリティに係る情報の入力を確認し、研究インテグリティに係る情報を登録してください。応募（新規登録）とは別の操作となるため、画面下部の「一時保存」をクリックして応募内容の一時保存をした後、研究インテグリティにかかる情報の操作を行ってください。

基本情報
研究経費・研究組織
個別項目
応募・受入状況

応募・受入状況

研究者氏名 | テスト 研究者イチサン

本応募での役割 | 研究代表者

(1)事業実施中の研究費、応募中の研究費

配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	2022年度の研究経 費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由
【本応募研究課題】 国立研究開発法人科学 技術振興機構 プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援 (年度～年度)	START プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1支援 2022 (テスト 研究者イチサン)	研究代表 者	0 円 (0 円)		(総額 0 円)
国立研究開発法人科学 技術振興機構 ムーンショット型研究 開発事業 (ムーンショ ット目標1) 「2050年 までに、人が身体、 脳、空間、時間の制約 から解放された社会を 実現」 (2022年度～2025年度)	【2022年度追加公募】ム ーンショット型研究開発事業 (ムーンショット目標1) 「2050年までに、人が身 体、脳、空間、時間の制約か ら解放された社会を実現」 見本 (テスト 研究者イチサン)		1,000,000,000 円 (1,000,000,00 0 円)	1	(総額 1,000,000,000 円)

(2)受入予定の研究費

配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	2022年度の研究経 費 (期間全体の額)	エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の 研究費に加えて本応募研究 課題に応募する理由

(3)e-Rad外の研究費

契約の 種類	相手機関 (相手機関の(国名) 制度名 (研究期間))	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持 契約締結 有無
<p>※この画面では編集不可。 「研究インテグリティに係る情報」を登録していない場合は、 一時保存して、研究者情報の編集をした後に提出を完了させてください。</p>					
(職業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名義教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職					相手機関の所在地

契約状況
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与するすべての研究活動に係る透明性確保のために必要な
情報について、関係規定等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している

これまでを受けた研究費とその成果

項目	内容	削除

戻る
以前の課題をコピー
一時保存
応募内容提案書のプレビュー
この内容で提出

・「提出」

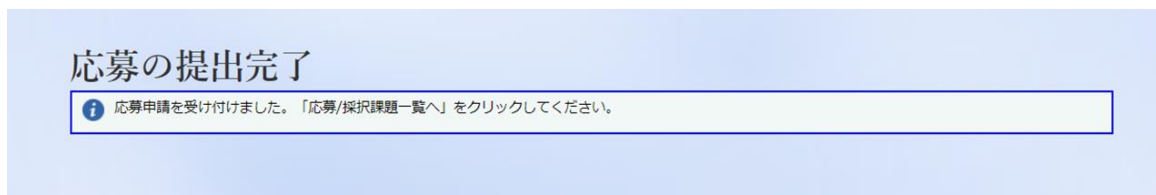
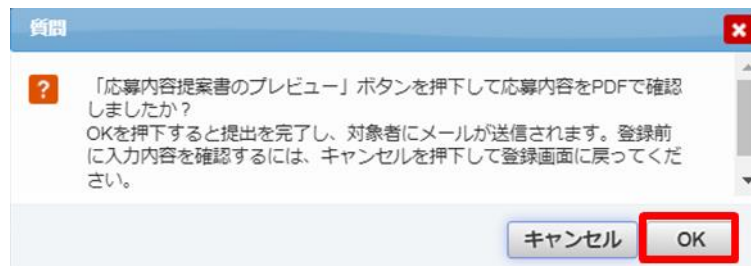
全ての情報の入力後、右下の「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。

次の確認画面が表示され、「OK」をクリックすると応募が完了します。

※必ず「応募内用提案書のプレビュー」機能を使って内容を確認してください。

※e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示される

とともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。



【応募の提出完了】画面

・正しく提出が行われると、「応募申請を受け付けました」と表示されます。これで JST へ提出されたこととなります。なお、本事業では、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。提出が完了したら、申請の種類（ステータス）より、申請が正しく行われていることを念のため確認してください。確認方法は、「[5.2 e-Rad を利用した応募方法](#)」(2) e-Rad での応募申請を参照してください。

早暁プログラム 申請書様式

記入要領、記入例は削除して提出ください

(申請様式 1)

「8. 活動の推進体制」までで A4・12 枚を目安とし、ポイントをおさえ、査読者が読みやすいよう留意して作成してください。

早暁プログラム(ステージ 2) 申請書

年 月 日提出

1. 課題名

(記入例) ○○○技術の事業化検証

課題名は、ステージ 2 申請に際して、ステージ 1 時点から変更可能です(ステージ 1 と同じ名称のままでもかまいません)。

2. 課題概要

(記入例) ○○○○という課題を解決するために、△△△という技術を用いて、研究開発においては主に……に取り組む。また、事業化人材は主に……など、事業化に向けての市場調査及び事業計画の検討に取り組む。

本プログラムでの活動内容全体が分かるように150文字以内で簡潔に記述してください。図、表の使用は不可です。e-Rad 上の研究概要に転記いただきます。

3. 事業化人材・研究代表者の連絡先情報

<事業化人材>

氏名: フリガナ:
所属機関:
部署 : 役職:

<研究代表者>

氏名: フリガナ:
所属機関:
部署 : 役職:

4. 技術分野

研究開発分野	チェック欄
ライフサイエンス	
化学・環境・エネルギー	
情報通信	
ナノテクノロジー・材料	
農林水産	
宇宙	
その他	

※左の表で該当する分野のチェック欄に、「レ」を記入ください(複数選択可)。
※「その他」の場合は内容を自由に記載ください。

「その他」の研究開発分野の内容 :

5. ビジネスモデルの概要

(1) ビジネスモデルの概要

●●という課題に取り組むため、▲▲技術を開発し、■■を行って〇〇円の売上が達成できるような事業を目指す。

※事業化構想の概要を 150～200 字程度で記載してください。

(2) 対象の市場、顧客候補

※現時点での対象とする市場や顧客候補について記載ください。
※既にコンタクト可能な顧客候補ヒアリング対象があれば記載ください。
※コンタクトするためのネットワークを持っていない顧客候補については、どのような手段でのコンタクトを考えているのか、記載ください

(3) 課題解決

※顧客のどのような「課題」を解決するのか。
※「何を」事業として提供することによって解決するのか
※そのプロダクトやサービスをどのように生産して顧客に提供するのか

(4) 想定市場規模

※プロダクトやサービスで想定する市場規模を記載してください
必要に応じて SOM、SAM、TAM 等を示してください

(5) 競争優位性

※競合と成り得るプロダクトやサービスを例示し、それらとの競争優位性を記載してください
表やポジショニングマップなどを活用し、わかりやすく記載してください。
(※競合技術のみならず、顧客にとってのサービスやビジネスとして競合となり得るものを比較し、今回提案するビジネスモデルやサービスが提供する獨創性、優位性について説明ください)

(6) 収益モデル

※プロダクトやサービスを「誰に」対して提供し、どのように料金をもらうのか
※コスト構造、利益の流れも含めてについて記載してください

(7) 成長戦略

※どのように事業を拡大し、どのような成長戦略を想定しているのかについて記載してください。

(8) その他

※上記では記載することができなかった、ビジネスモデルに関する補足説明事項があれば記載してください

(9) 本ビジネスモデル提案に係るステージ 1 での活動内容

※ステージ 1 でどのような活動・検討を行い、本ビジネスモデルの提案に至ったかを簡単に記載してください

6. 技術シーズの内容

(1) 技術シーズの内容・特徴

(1-1) 技術シーズの内容

※創出を目指すスタートアップの核となる技術シーズについて、これまで得られた研究成果を、図表やデータを用いて具体的に記載してください。

(1-2) 競合技術に対する独創性・新規性・優位性

※学術面での独創性・新規性・優位性について、比較対象となる技術の文献・特許等を挙げながら、記載してください。事業面での革新性・優位性については、5.(5)に記載いただきます。
※国内外の類似研究・先行技術の進捗状況、達成見込みについて分かる範囲で調べて記載してください。

(1-3) ビジネスモデルとの関係性

※構想するビジネスモデルにおいて当該技術シーズを選定した理由を記載してください。

(2) 知的財産権

(2-1) 技術シーズに関する知的財産の取得状況(周辺特許を含む)

※当該技術シーズに関する主な知的財産権などを記載ください。
※特許の場合、発明の名称、特許番号(または出願番号)、発明者、出願人、出願日、単願 or 共願を記載ください。
記載例: aaa の装置およびその製造方法、第 xxx 号(特願 20yy-zzz)、○○○○、xyz 大学、20xx 年 y 月 z 日出願、単願
※特許以外の知的財産権の場合、上記同様の情報を記載ください。
※特許化によらないノウハウやソフトウェア等に関する技術の場合は、その詳細について記載ください。
※特許を保有していない場合は、今後の知的財産権戦略を記載してください。
※上記以外の内容をこの項目に記載しないでください。

(2-2) 当該技術シーズに関する他の企業とのアライアンスやライセンス契約等の状況

※当該技術シーズについて、既に企業と共同研究を行っている場合やライセンス契約等がある場合は、その状況について具体的に記載ください。
※将来、当該技術シーズによるスタートアップを創出しようとした場合、技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(共願の場合は共願人)の同意や協力が得られているか、その他に関連する発明が無いかなどについて記載ください。

(2-3) 知的財産権の確認状況

本申請の核となる技術シーズ(特許等の知財)に関して、申請者は以下の点について、研究代表者が所属する大学等の産学連携本部などの知的財産担当者に確認を行い、下記のチェックボックスにチェックを行ってください。また、JST から知的財産担当者に照会を行う可能性がありますので、担当者名、所属先、メールアドレスを記載してください。

- 本課題を通じて創出する大学等発スタートアップでの実施に関し、すべての発明者及び帰属する機関等(出願人)の同意が得られています。
- 6. (2-1)に記載されている発明(周辺特許含む)以外の「大学等発スタートアップ創出の基となる当機関に帰属する発明(周辺特許含む)」は現状調査した範囲にはありません。別途判明した場合は本課題を通じて創出される大学等発スタートアップの実施に関して前向きに協力します。
- 本課題が採択された場合は、事業化に向けた研究開発期間中に創出された発明についても、本課題を通じて創出される大学等発スタートアップでの実施に関して同意します。

上記について、研究代表者が所属する大学等の産学連携本部などの知的財産担当者に確認を行いました

(産学連携本部などの知的財産担当者)

担当者名:

所属先: **部署名まで記載してください**

メールアドレス:

(3) 当該技術シーズの創出、育成に寄与した公的支援制度

※当該技術シーズの創出に関して、支援を受けた競争的研究資金、助成金などについて記載ください。

(4) 当該技術シーズの創出に寄与した研究開発の業績

※提案の技術シーズに関係する研究論文や著書、学会発表があれば記載ください。
※箇条書きとし、著者名、タイトル、掲載誌名(書籍名)、巻、号、ページ、発行年等の情報、概要も含めて記載ください。
※論文等の業績が多い場合、本提案に関係する業績に絞り込んでください。
(本様式のページ制限(A4・12枚までを目安)を遵守ください)

7. 事業化に向けたビジネスモデル検証活動の概要

※ステージ1での活動・検討をもとに記載してください。

(1) 課題終了時の達成目標

(2) 検証活動等で明らかにしたいビジネスモデルの仮説

(2-1) 明らかにしたい仮説1

・仮説の内容: ○○○○○

【事業化活動】

・活動時期: ○月

・検証に必要な実施内容・活動の内容:

○○○(顧客へのヒアリング等)を行い、エビデンスとして△

【研究開発】

・研究開発の時期: ○月

・検証に必要な研究開発の内容:

○○○(顧客へのヒアリング等)を行い、エビデンスとして△

(2-2) 明らかにしたい仮説2

・仮説の内容: ○○○○○

【事業化活動】

・活動時期: ○月

・検証に必要な実施内容・活動の内容:

○○○(顧客へのヒアリング等)を行い、エビデンスとして△△

【研究開発】

・研究開発の時期: ○月

・検証に必要な研究開発の内容:

○○○(顧客へのヒアリング等)を行い、エビデンスとして△△△を取得する。

(2-3) 明らかにしたい仮説3

・仮説の内容: ○○○○○

【事業化活動】

・活動時期: ○月

・検証に必要な実施内容・活動の内容:

○○○(顧客へのヒアリング等)を行い、エビデンスとして△△△を取得する。

【研究開発】

・研究開発の時期: ○月

・検証に必要な研究開発の内容:

○○○(顧客へのヒアリング等)を行い、エビデンスとして△△△を取得する。

※可能な限り、「仮説の内容」と「検証実施内容」を紐付けて記載ください。

※適宜項目を追加・修正して構いません。

※仮説検証として、今回の活動期間中に何を明らかにする必要があるかを、具体的に記載してください。

<検証項目例>

・顧客が望む製品の特長や、必要となる機能・仕様・サービス価値

・対象顧客のもつ課題や、課題に対する現時点の対応方法

・販売価格(市場許容価格)

・製品・サービスのコスト

・競合製品・サービス

・市場の規模や成長性

・製品が採用されるプロセス

・FTO 調査

・具体的な流通経路(バリューチェーン)等

※それぞれの仮説について、事業化活動と研究開発活動をセットで記載する必要はありません。

(3) 活動スケジュール

(記入例)

項目	2026年				2027年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【参考】 プログラム全体のスケジュール							
事業化活動	顧客ヒアリング (仮説検証1) 事前調査(市場調査資料確認等)		ヒアリング (仮説検証2)		市場調査 (仮説検証3)	終了後の次ステップ検討	
研究開発活動	研究開発 (仮説検証1)		ヒアリング結果を反映 研究開発 (仮説検証2)		研究開発 (仮説検証3)		

※(2)で記載した明らかにしたい仮説を検証するための活動スケジュールを記載してください。
 ※適宜項目を追加・修正してください。

8. 活動の推進体制

(1) 事業化人材

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○田○郎	○○	○○	○○	事業化人材 事業化活動全体の統括、ビジネスモデルの検証、顧客ヒアリング	20
○○○○	○○	○○	○○	事業化人材補佐 ビジネスモデルの検証、顧客ヒアリングの補佐	20

※ステージ2では、グループとして事業化活動を行うことが可能です。事業化人材の補佐を置く場合には、こちらに記載してください。

(2) 研究代表者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○山○夫	○○大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発全体の統括	20

(3) 主たる共同研究開発者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割分担	エフォート(%)
○川○子	○○大学	大学院工学研究科	准教授	研究開発項目の中で、○○○を担当	20

- ※ 研究代表者の所属機関(A)と異なる研究機関(B)に研究開発費が必要である場合、
- ・研究機関(B)における責任者を記載ください。再委託の実施は認めておりませんので、主たる共同研究開発者の所属する共同研究開発機関とJSTが直接、委託契約を行います。
 - ・以下の通り、申請様式2 予算計画も追加作成してください。
 - ✓ 研究代表者所属機関の予算計画
 - ✓ 主たる共同研究開発者の所属機関の予算計画(複数の場合は全て必要)
- 作成にあたり上記いずれの表か、簡単に識別できるよう明記すること。

※エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。申請の際は「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載してください。この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。

(4) 研究開発・事業開発参加者

氏名	所属機関名	部署名	役職	役割: 分担内容	エフォート(%)
○○○○	○○大学	大学院工学研究科	博士2年	フィールドテスト補助(リサーチアシスタント)	20
○○○○	○○大学	大学院工学研究科	博士1年	研究開発業務の補助	20
○川○郎	○○	○○	○○	ビジネスモデルの検証、顧客ヒアリングの協力	20

チームアップの経緯・理由:

※※チームアップした経緯や理由について、研究代表者および事業化人材それぞれが(あるいは各自が)記載してください。

9. 事業化人材、研究代表者、主たる共同研究開発者の専門分野、研究開発経歴等がわかる略歴

※事業化人材、研究代表者、主たる共同研究開発者について、専門分野や研究開発経歴などがわかる略歴を各人につきA4・1枚以内で記載してください。ただし、本課題に関するキャリア等に絞ってください。

(1) 事業化人材

※事業化人材については、経歴の他、参画している他のプログラム(経営者候補として参画している GAP ファンド、NEDO MPM に採択されている機関で実施中のプログラム、EIR(客員起業家)として参画しているもの等)がありましたら、記載してください。

(2) 事業化人材補佐

事業化人材補佐がない場合には削除してください。

(3) 研究代表者

(4) 主たる共同研究開発者

※主たる共同研究開発者がいない場合には削除してください。

10. 利益相反マネジメントについて

(1) 早暁プログラム委員会との利益相反に関する情報

提案者(研究代表者および事業化人材)と、早暁プログラム委員会の委員長・委員との利害関係の有無を選択してください。「ある」を選択した場合は、その内容を具体的に記載してください。公正で透明な評価を行う観点から、提案者と利害関係を有する場合には、委員長・委員は選考に加わりません。

利害関係の定義は、公募要領「2.9.2 利益相反マネジメントの実施」の(1)をご参照ください。

早暁プログラム委員会のリストは以下をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/sogyo/index.html>

※ただし、担当メンターとの利害関係はご申告いただく必要はありません。

① 研究代表者

早暁プログラム委員会の委員長・委員と提案者との利害関係が ある ない

「ある」の場合、対象の委員長・委員:

「ある」の場合、具体的内容:

② 事業化人材

早暁プログラム委員会の委員長・委員と提案者との利害関係が ある ない

「ある」の場合、対象の委員長・委員:

「ある」の場合、具体的内容:

11. 応募時点での他制度での助成等の有無(民間財団・海外機関を含む)

・研究代表者及び主たる共同研究開発者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等(民間財団・海外機関を含む※)について、研究開発課題ごとに、研究開発課題名、研究費の額、研究期間、役割(代表/分担)、本人受給研究費の額、エフォート、実施・申請に当たっての所属機関と役職、提案課題との相違点・関連性を記入してください。(公募要領「4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」参照)

※「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることと定められました。これを踏まえ、「他制度での助成等の有無」の様式に海外からの研究資金についても記入することが求められます。国内外を問わず、競争的資金のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

- ・早暁プログラムの申請内容と関連のないものも記載してください。
- ・間接経費を含めた額を記載してください。
- ・事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、研究の中止又は減額配分とすることがあります。

(1)研究代表者: ○○○○

番号	制度名	受給状況	研究開発課題名(代表者氏名)	研究費の額	研究期間	役割(代表/分担)	(1)本人受給研究費(期間全体)	2026年度エフォート(%)
							(2)〃(2027年度 予定)	
-	早暁プログラム	申請	課題名(○○○)		2026.8-2027.3	代表	(3)4,500 千円	9. 活動の推進体制と同様

- ・記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
 - ・早暁プログラム申請課題を必ず1つ目に、次にその他研究課題を本人受給研究費(期間全体)が多い順に記入してください。
 - ・早暁プログラム申請の技術シーズとの関連有無に関わらず、記入してください。
 - ・必要に応じて行を増減してください。
- 【注意事項】
- (1)「受給状況」
以下のいずれかを記入してください。
- ・受給: 現在受給中または受給が決定している課題。
 - ・申請: 申請中または申請予定の課題。
- 早暁プログラム申請課題を除き、「申請」に該当する課題についてエフォートは記入しないこと。
- (2)「役割」
以下のいずれかを記入してください。
- ・代表: その研究課題において、代表者として研究費を受給
 - ・分担: その研究課題において、代表者以外の立場で研究費を受給
- (3)「本人受給研究費」
以下に従って、研究費(年度別・総額)を千円単位で記入してください。
- (ア)代表者として研究費を受給した研究課題
「代表を務める研究チーム(共同研究チームは除く。研究チームが本人のみの場合は代表者本人)」が受給した研究費
- (イ)代表者以外の立場で研究費を受給した研究課題
「本人が分担者のグループ代表者として所属する研究グループ(分担グループが分担者のみの場合は分担者本人)が受給した研究費
- (4)「エフォート」
申請中・申請予定の課題(受給状況に「申請」と記入したもの)については、エフォートは記入しないでください。
また、早暁プログラム申請課題のエフォートと、その他受給中の研究課題のエフォートとの合計が 100%を超えないようご注意ください。
(e-Rad 上で採択の処理ができない場合があります。)
- (5)「重複実施の制限」
本事業では他事業との重複実施の制限を設けています。公募要領「2.11 応募の制限」を必ずご確認ください。

(2)主たる共同研究開発者: ○○○○

番号	制度名	受給状況	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究費の額	研究期間	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費 (期間全体) (2)〃 (2027年度 予定) (3)〃 (2026年度 予定) (4)〃 (2025年度 実績)	2026年度 イフォート(%)
-	早暁プログラム	申請	課題名 (○○○)		2026.8 - 2027.3	代表	(3) 千円	9. 活動の 推進体制 と同値を 記入
1	科学研究費 補助金 基礎研究 (S)	受給	○○の創成 (○○○)		2025.4 - 2027.12	代表	(1) 100,000 千円 (2) 50,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
	※実施・申請に当たっての所属機関と役職							
	※ 早暁プログラム申請との切り分け(簡潔に記載)							
2								
	※実施・申請に当たっての所属機関と役職							
	※ 早暁プログラム申請との切り分け(簡潔に記載)							

申請様式2

早暁プログラム ステージ2 予算計画

研究担当者名: ○○ ○○ (XX大学)

(単位: 千円)

予算費目	提案予算額	用途
①物品費	600	顧客候補ヒアリング向け試作品部材
	300	開発用資材(無塵服・手袋等)・顧客候補提示向けの実験データ取得のため
	400	開発用部材(試薬、試料)・顧客候補提示向けの実験データ取得のため
②人件費・謝金	600	事業化人材人件費(※大学等で雇用することができる場合のみ)
	150	xx専門家相談謝金●円×●回
③旅費	400	北海道⇄東京、2名、1回、合宿会議への参加
	300	北海道⇄福岡、2名、2回、顧客候補打合せ
	200	北海道⇄東京、1回、2名、知財戦略等打合せ
	300	北海道⇄東京、2回、2名、展示会出席による情報収集
	50	近郊、2千円×25回、2名、事業戦略等打合せ
④その他	500	(外注費) XX計測技術の知財調査・○○株式会社
	450	(外注費) XXの競合技術調査・○○株式会社
	500	(外注費) XX駆動部の図面作成・○○株式会社
	250	顧客候補評価用試作品、輸送費
⑤小計 (①+②+③+④)	5,000	
⑥間接経費(⑤の30%)	1,500	
総計(⑤+⑥)	6,500	

直接経費

※旅費の算定基準は各研究機関の旅費規程に準拠します。

外注費については「公募要領 3.3.1 研究開発費(直接経費)」に記載の通り、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっております。作業のみを外注する請負契約のみ直接経費での計上が認められています。また外注費を計上する際は用途欄に『(外注費)』と記載してください。

※記入要領の吹き出し、記入例は削除して提出ください

※「用途」欄は調達する物品・役務等の名称だけでなく、その調達が顧客ヒアリング、ビジネスモデルブラッシュアップ等の事業化に向けて必要な理由が分かるよう記載ください。

※採択された場合、本資料を基に事業化に向けての妥当性など計画の内容等を総合的に勘案し、予算額を提示します。採択後の合理性を欠く予算計画の大幅変更や目的と異なる予算使用は認められません。

※共同研究機関を設ける場合は、契約を伴う共同研究機関ごとにファイルを作成して提出してください。

早暁プログラム ステージ2 申請書 補足説明資料

課題名： 申請書に記載の課題名を転記してください。

【本コメントは提出時に削除してください】

1. 「申請様式1：申請書」を補足する内容を記載ください。
2. スライド枚数は8枚以内（表紙含む）としてください。

事業化人材： ○○ △△

研究代表者： ○○大学大学院○○研究科 役職 ○○ △△

「5. ビジネスモデルの概要」の補足

【本コメント欄は削除してください】

- 解決しようとしている課題：
顧客のどのような課題を解決するのか？
図表等を用いてわかりやすく記載してください
- 何を事業として提供することによって解決するのか
- そのプロダクトやサービスを誰に対して提供し、どのように料金をもらうのか
また、プロダクトやサービスをどのように生産して顧客に提供し、どうやって事業を拡大していくのか

「6. 技術シーズ概要」の補足

【本コメント欄は削除してください】

・どのような技術シーズなのか

(内容・特徴、競合技術に対する独創性・新規性等)

・知財の状況

(技術シーズに関わる知的財産の権利が明確で、事業に支障が無いか。)

(1)発明(周辺特許を含む)

(2)内容・特徴

(3)当該技術シーズに関する他の企業とのアライアンスやライセンス契約等の状況

(4)当該技術シーズの創出、育成に寄与した公的支援制度

(5)当該技術シーズの創出に寄与した研究開発の業績